

みよし大崎ジュニアハンドボールチーム サポーターズクラブ会員募集



ハンドボールが好き！
みよし大崎ジュニアを応援したい！
ハンドボールに少しでも関わりたい！



みよし大崎ジュニアの活動支援のため、
サポーターズクラブに入りませんか？

活動日 第1・第2・第3の木曜日 17:30~19:30 三芳町総合体育館
土・日・祝日 時間不定期 大崎電気体育館
活動場所 詳しくは2次元コードから町ホームページをご確認ください。



対象 ハンドボール経験者・ハンドボールに興味のある中学生以上の方
※ 未成年者は保護者の同意が必要です。

活動内容 ①土曜日・日曜日及び休日のジュニアチーム活動における指導者の補助
②ジュニアチームの練習試合等の審判員・記録
③その他ジュニアチーム活動に必要なこと

登録料 無料（スポーツ安全保険の加入をお勧めしています。）

登録方法 町ホームページから登録申請書をダウンロードし、下記事務局へご提出ください。

詳細 裏面のサポーターズクラブ設置要綱をご確認ください。



問合せ

みよし大崎ジュニアハンドボールチーム
サポーターズクラブ事務局

三芳町 文化・スポーツ推進課

〒354-8555 三芳町藤久保 1100-1

T E L 049-258-0019(内線 434)

F A X 049-293-9755

e-mail sports@town.saitama-miyoshi.lg.jp

みよし大崎ジュニアハンドボールチームサポーターズクラブ設置要綱

(設置)

第1条 みよし大崎ジュニアハンドボールチーム（以下「ジュニアチーム」という。）の活動を支援するため、ジュニアチームサポーターズクラブ（以下「サポーターズクラブ」という。）を設置する。

(登録)

第2条 サポーターズクラブに登録しようとする者は、みよし大崎ジュニアハンドボールチームサポーターズクラブ登録申請書(様式第1号)により、町長に登録を申請するものとする。

2 サポーターズクラブ事務局（以下「事務局」という。）は、申請者をサポーターズクラブ名簿（以下「名簿」という。）に登録し、名簿に登録されたサポーター（以下「会員」という。）は、無償で活動に協力するものとする。

3 会員の登録期間は登録された年度の末日までの1年とし、会員の申し出により延長できるものとする。

(活動内容)

第3条 名簿に登録された会員の活動内容は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日のジュニアチーム活動における指導者の補助
- (2) 前号における練習試合等の審判員及び記録
- (3) 前2号に掲げるもののほか、ジュニアチーム活動に必要なこと。

(事務局)

第4条 事務局は、文化・スポーツ推進課に設置する。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。